



「平成30年7月豪雨について」

このたびの平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

政府は7月14日「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」を「特定非常災害」に指定することを閣議決定しました。

I 「特定非常災害」に指定されると

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間(有効期間)が延長されます。
- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。
- ③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保
- ④ 相続放棄等の熟慮期間の延長
- ⑤ 民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。 詳細は「[総務省特設ページ](#)」へ

II 大阪労働局では

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

- ① 対象となる事業主
平成30年7月豪雨に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産(事業財産)に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業主の方が対象になります。
- ② 対象となる労働保険料等
上記①の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金)の全部又は一部が対象となります。
- ③ 必要となる手続き
納付の猶予を受けるためには、大阪労働局労働保険徴収課に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。
なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から2か月以内に申請して下さい。
- ④ 必要書類の入手方法
申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、大阪労働局労働保険徴収課にあります。
また、大阪労働局ホームページからダウンロードすることも可能です

III 全国健康保険協会では

今般の災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、医療機関等の窓口における一部負担金の支払いの猶予・免除を行うことを決定しました。

一部負担金とは・・・

健康保険の適用が認められる診療(医科・歯科・調剤)を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合により支払う金額のことです。

- ① 対象者(以下の1及び2のいずれにも該当する方)
平成30年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(内閣府ホームページ)に住所を有する健康保険法又は船員保険法による全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)
医療機関等の窓口において、平成30年7月豪雨を原因として、次のいずれかの状況にあることの申し立てをした方
・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
・主たる生計維持者の行方が不明である場合
・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ② 取扱いの期間 平成30年7月5日から10月31日までの診療、調剤及び訪問看護
- ③ 保険証の提示について
被災に伴い、保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で、
・氏名 ・生年月日 ・住所 ・連絡先(電話番号)
・お勤め先の事業所名 を申し出ることにより、保険証がなくても受診できます。